

## 5. 箇所別基本表記載の調査事項

箇所別基本表に記載した調査事項は以下のとおりである。なお、箇所別基本表は交通量観測時点（秋季）の結果である。

### （1）道路種別

当該交通調査基本区間の道路種別を次の区分で分類した。

道路種別	コード番号
高速自動車国道	1
都市高速道路	2
一般国道	3
主要地方道（都道府県道）	4
主要地方道（指定市市道）	5
一般都道府県道	6
指定市の一般市道	7

### （2）路線

#### ① 路線番号

高速自動車国道は、国土交通省が設定したコード表に従い、阪和自動車道を「1720」とする。

一般国道は、国道番号とする。

都道府県道は、標識等で表示されている路線番号。

#### ② 路線名

政令、告示等による正式な路線名。

### （3）交通量観測地点地名

交通量観測を行った交通量調査単位区間において、交通量観測を行った地点の地名（市・郡、区・町・村、町・丁目・字、番地、小字等）またはIC区間名（○○IC～○○IC等）を記載。

### （4）単位区間番号

単位区間番号は、交通調査基本区間を集約して設定した交通量調査単位区間のそれぞれに付した5桁の番号で、都（区部及び市郡部ごと）府県、北海道振興局、指定市ごとに、道路種別により下記の番号から始まる番号とした。

- ・高速自動車国道.....00010 ～
- ・都市高速道路.....05010 ～
- ・一般国道.....10010 ～
- ・主要地方道（指定市の主要市道を含む）.....40010 ～
- ・一般都道府県道.....60010 ～
- ・指定市の一般市道.....80010 ～

平成22年度道路交通センサスでは、交通量調査、旅行速度調査、道路状況調査、各々に単位区間番号が設定されているが、本冊子では交通量調査単位区間番号に統一してとりまとめている。

### （5）区間延長（km）

当該交通調査基本区間の延長（道路中心線上の延長）。

### （6）代表車道幅員

車道（もっぱら車両の通行の用に供されることを目的とする道路の部分であり、車線、停車帯等によって構成される）の合計であり、中央帯及び路肩の幅員は含まない。

### （7）代表断面車線数

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間の代表断面における車線数。

車線数は、上下線合計（一方通行区間の場合を除く）とした。

また、道路構造令第2条第7号の登坂車線、同第2条第6号にいう付加追越車線、同第2条8号の屈折車線、同第2条第9号の変速車線及び同第2条第14号の停車帯、及びゆずり車線は車線数には含めていない。

いわゆる「1車線道路」は道路構造令第5条1項ただし書きによって、車線により構成されない車道を持つ道路であるが、ここでは車線数=1とした。「1車線道路」は車道幅員が5.5m未満の場合とした。

### (8) 交通量観測・非観測の別

交通量観測を行った区間、交通量推定を行った区間の別を次の区分で分類した。

交通量観測・非観測の別		表示方法
交通量観測区間		空白
交通量非観測区間	交通量推定区間	非

なお、交通量推定を行った区間（コード番号：2）については、交通量、ピーク比率、大型車混入率、混雑度を斜体表示とした。

### (9) 12時間・24時間観測の別

12時間観測地点、24時間観測地点の別を次の区分で分類した。

12時間・24時間の別	表示方法
12時間観測地点	12h
24時間観測地点	24h

### (10) 昼間12時間自動車類交通量（台/12h）

午前7時から午後7時までに交通量観測地点を通過した自動車の台数。

交通量を観測していない区間については、当該交通調査基本区間等で構成する交通量調査単位区間に対応する主たる平成17年度調査単位区間の平成17年度交通量と平成17年度及び平成22年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した昼間12時間交通量を記載。なお、推定区間においては斜体表示とした。

### (11) 24時間自動車類交通量（台/24h）

午前7時から翌日午前7時または午前0時から翌日午前0時までに交通量観測地点を通過した自動車の台数。

12時間観測区間については、昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した24時間交通量を記載。

交通量を観測していない区間については、推定した昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した24時間交通量を記載し、斜体表示とした。

### (12) 昼夜率

昼間12時間自動車類交通量に対する24時間自動車類交通量の割合。

$$\text{昼夜率} = \frac{\text{24時間自動車類交通量}}{\text{昼間12時間自動車類交通量}}$$

12時間観測区間及び交通量観測をしていない区間では、24時間観測を行った区間の交通量データをもとに、昼夜率を設定した。

### (13) 昼間12時間ピーク比率（%）

ピーク時間交通量（上り下りの合計の交通量が最も多い時間帯の交通量）の昼間12時間交通量に対する割合。

$$\text{ピーク比率} = \frac{\text{ピーク時間自動車類交通量}}{\text{昼間12時間自動車類交通量}} \times 100 \quad (\%)$$

### (13) 大型車混入率（%）

自動車類交通量に対する大型車交通量の割合。

$$\text{大型車混入率} = \frac{\text{大型車交通量}}{\text{全車交通量}} \times 100 \quad (\%)$$

なお、交通量を観測していない区間では、斜体表示とした。

### (14) 混雑度

交通調査基本区間の交通容量に対する交通量の比。

$$\text{混雑度} = \frac{\text{交通量（台/12h）}}{\text{交通容量（台/12h）}}$$

なお、交通量を観測していない区間では、斜体表示とした。

### (15) 平成17年度自動車類交通量

当該交通調査基本区間等で構成する交通量調査単位区間に対応する主たる平成17年度調査単位区間の12時間自動車類交通量と24時間自動車類交通量。

### (16) 旅行速度計測・非計測の別

旅行速度の計測を行った区間（一般車プローブデータによる取得を含む）と計測を行っていない区間の別を次の区分で分類した。

旅行速度計測・非計測の別		表示方法
旅行速度計測区間		空白
旅行速度非計測区間	H17センサス値	非
	旅行速度なし	無

### (17) 平均旅行速度 (km/h)

当該交通調査基本区間等で構成する旅行速度調査単位区間の混雑時・昼間非混雑時別、上り・下り別の走行所要時間（信号や渋滞等による停止時間を含む）と旅行速度調査単位区間延長から算出した速度。混雑時・昼間非混雑時別、上り・下り別のいずれかの区分で一般車プローブデータが取得できなかった場合又は共通の調査として計測を行わなかった場合については、反対方向や他の時間帯区分で取得できた旅行速度データで補うこととし、欠落部分に補う旅行速度データの優先順位は以下のとおりとした。

- ① 同一時間帯区分で反対方向の旅行速度データ
- ② 他の時間帯区分で同一方向の旅行速度データ
- ③ 他の時間帯区分で反対方向の旅行速度データ

上記により旅行速度データを補完した箇所については、斜体表示とした。

また、旅行速度を取得していない区間では、当該交通調査基本区間等で構成する旅行速度調査単位区間に対応する主たる平成17年度の混雑時旅行速度とし、斜体表示とした。

### (18) 昼間12時間平均旅行速度 (km/h)

交通調査基本区間を通過する自動車類の昼間12時間の平均速度。

$$\text{昼間12時間平均旅行速度} = \frac{\text{昼間12時間走行台キロ}}{\text{昼間12時間走行台時}}$$

昼間12時間走行台キロは7時から19時までの時間帯別交通量に区間延長を乗じたものの総和である。

昼間12時間走行台時は7時から19時までの時間帯別交通量に時間帯別所要時間（区間延長/混雑時旅行速度または区間延長/昼間非混雑時旅行速度）を乗じたものの総和である。なお、時間帯別所要時間の算出においては、7、8、17、18時台は混雑時旅行速度、9～16時台は昼間非混雑時旅行速度を用いた。

### (19) 平成17年度混雑時旅行速度 (km/h)

当該交通調査基本区間で構成する旅行速度調査単位区間に対応する主たる平成17年度調査単位区間の混雑時旅行速度を表示した。

### (20) 改良済み区間延長率 (%)

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間における規格改良済み区間及び5.5m以上改良済区間の延長の割合。

規格改良済み区間とは、道路構造令の規格に適合するものをいう。

$$\text{改良済み区間延長率} = \frac{\text{改良済み区間延長}}{\text{道路状況調査単位区間延長}} \times 100 (\%)$$

### (21) 幅員構成 (m)

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間の代表断面における道路横断面の各構成要素の幅員。

#### ① 道路部幅員

車道、中央帯、路肩、植樹帯及び歩道等を合計した幅員。

副道または側道を有する道路の場合、副道または側道の管理者が同一であれば道路部幅員に含めた。

#### ② 車道部幅員

車線、停車帯、路肩及び中央帯の幅員を合計した幅員。

#### ③ 車道幅員

車道（もつばら車両の通行の用に供されることを目的とする道路の部分であり、車線、停車帯等によって構成される）の合計であり、中央帯及び路肩の幅員は含まない。

#### ④ 中央帯幅員

道路構造令第2条第10号に定める中央帯の幅員。

#### ⑤ 歩道幅員

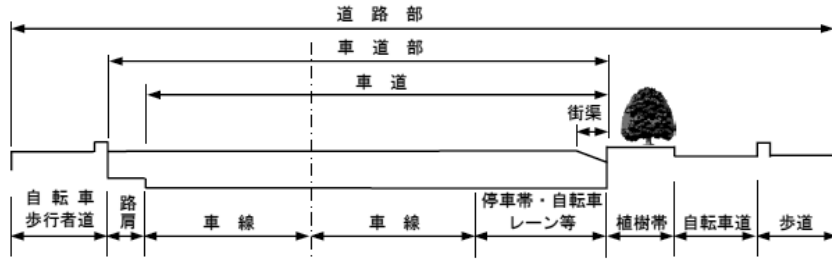
道路構造令第2条第1号に定める歩道及び同第2条第3号に定める自転車歩行者道の幅員。

#### ⑥ 自転車道幅員

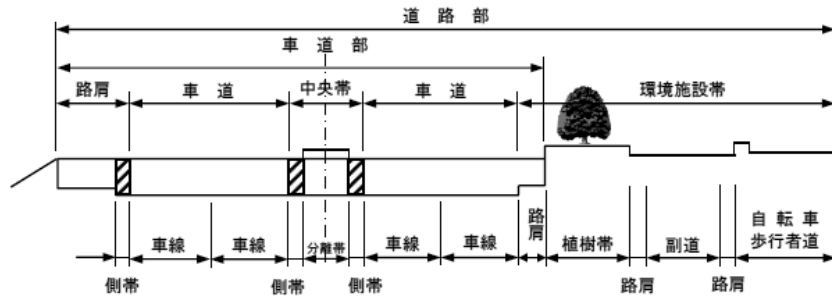
道路構造令第2条第2号に定める自転車道の幅員。

⑦ 停車帯等幅員

路側に設けられた停車帯（道路構造令第2条第14号）又は旧道路構造令の緩速車道等（自転車レーン（道路交通法第20条第2項）を含む）の幅員。



(a) 2車線の場合の例



(b) 4車線の場合の例

(22) 車線数

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間の代表断面における車線数。

車線数は、上下線合計（一方通行区間の場合を除く）とした。

また、道路構造令第2条第7号の登坂車線、同第2条第6号にいう付加追越車線、同第2条8号の屈折車線、同第2条第9号の変速車線及び同第2条第14号の停車帯、及びゆずり車線は車線数には含めていない。

いわゆる「1車線道路」は道路構造令第5条1項ただし書きによって、車線により構成されない車道を持つ道路であるが、ここでは車線数=1とした。「1車線道路」は車道幅員が5.5m未満の場合とした。

(23) 交通安全施設等

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間における交通安全施設等の設置延長割合及び代表幅員。

$$\text{交通安全施設等設置延長率} = \frac{\text{交通安全施設等設置延長}}{\text{道路状況調査単位区間延長}} \times 100 (\%)$$

① 歩道設置延長率（％）

道路状況調査単位区間において、道路構造令第2条第1号に定める歩道（道路構造令第2条第3号に定める自転車歩行者道を含む）が道路の片側または両側に設置されている区間の延長の割合。

② 自転車歩行者道設置延長率（％）

道路状況調査単位区間において、道路構造令第2条第3号に定める自転車歩行者道が道路の片側または両側に設置されている区間の延長の割合。

③ 自転車レーン設置延長率（％）

道路状況調査単位区間において、道路交通法第20条第2号に定める自転車レーンが道路の片側または両側に設置されている区間の延長の割合。

④ 両側歩道設置延長率（％）

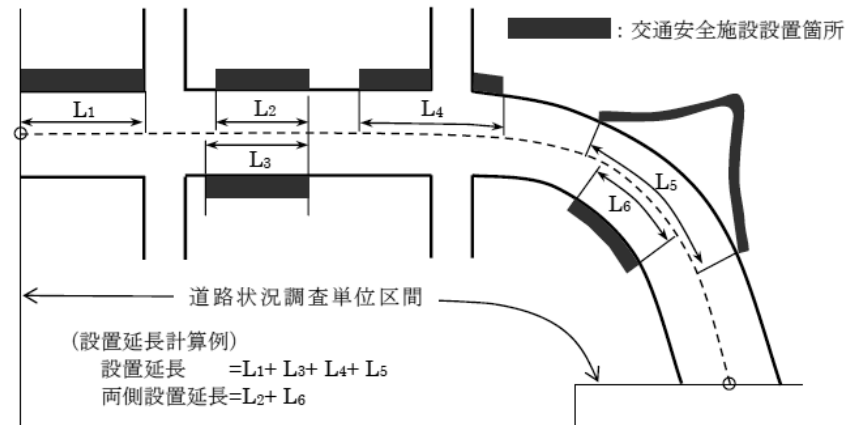
道路状況調査単位区間において、歩道（自転車歩行者道を含む）が道路の両側に設置されている区間の延長の割合。

⑤ 両側自転車歩行者道設置延長率（％）

道路状況調査単位区間において、自転車歩行者道が道路の両側に設置されている区間の延長の割合。

⑥ 歩道代表幅員（m）

道路状況調査単位区間に設置されている歩道（自転車歩行者道を含む）の代表幅員。



#### (24) バス路線

##### ① バス路線延長率 (%)

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間におけるバスの運行区間の延長の割合。  
バス路線とは、道路運送法第4条の許可を受けた一般旅客自動車運送事業の路線のことをいう。

$$\text{バス路線延長率} = \frac{\text{バス路線延長}}{\text{道路状況調査単位区間延長}} \times 100 \quad (\%)$$

##### ② バス優先・専用レーンの有無

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間の代表断面におけるバス優先・専用レーンの有無を次の区分で分類した。

バス優先・専用レーンの有無	表示方法
バス優先レーンあり	○
バス優先レーンなし	—

バス優先レーンとは、道路交通法第20条の2に定める「路線バス等優先通行帯」をいい、規制標識「路線バス等優先通行帯」（327の5）又は規制標示（109の7）が設置してあるものをいう。

バス専用レーンとは、道路交通法第20条第2項により、規制標識（327の2）又は規制標示（109の4）を設置したバス（路線バスに限らない）の専用通行帯をいう。

#### (25) 鉄道との平面交差箇所の有無

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間における鉄道との平面交差（踏切）箇所の有無について次の区分で分類した。

なお、遮断機の有無にかかわらず、平面交差（踏切）する箇所がある場合は、交差箇所ありとした。

鉄道平面交差箇所の有無	表示方法
平面交差箇所あり	○
平面交差箇所なし	—

#### (26) 指定最高速度 (km/h)

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間において、道路標識等により表示されている最高速度。

なお、最高速度が指定されていない道路については、道路交通法施行令で定められた最高速度とした。

#### (27) 中央分離帯の設置状況

中央分離帯の種類が物理的分離のいずれかに該当する区間において、中央分離帯の設置状況を次の区分で分類した。

中央分離帯の設置状況区分	表示方法
区間全体に設置又は一部区間に設置	○
あまり設置されていない	—

#### (28) 異常気象時等通行規制区分

当該交通調査基本区間等で構成する道路状況調査単位区間における異常気象時等通行規制および冬期通行規制について次の区分で分類した。

異常気象時等通行規制	表紙方法
異常気象時等通行規制なし（冬期通行規制なし）	—
雨量規制あり（冬期通行規制なし）	雨量
雪規制あり（冬期通行規制なし）	雪
その他規制あり（冬期通行規制なし）	その他